



南陽出張所通信

第218号
令和3年6月21日

国土交通省 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 南陽出張所
〒999-2232 南陽市三間通14 TEL:(0238)43-2011 FAX:(0238)43-2411
ホームページアドレス→ <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/nanyou/>

重要水防箇所の合同巡視を実施しました

本格的な出水期を前にした6月4日(金)に、山形河川国道事務所・山形県・管内各市町・警察・消防・水防団などの関係者約40名で、管内の重要水防箇所を巡視し、洪水時に迅速かつ的確な水防活動ができるように、現地を確認しました。

重要水防箇所は、洪水時に堤防等の監視、巡視、水防活動を行うにあたり、特に注意を要する箇所や範囲をいいます。重要水防箇所は、河川工事や地形の変化などにより、毎年見直されることから、関係者一同で巡視することにより、情報の共有を図っています。



▲ 全体説明
(米沢市窪田地区緊急資材倉庫)



▲ 現地調査(高畠町糠野目地区)



▲ 現地調査
(南陽市災害対策車ステーション)



▲ 現地調査(川西町西大塚地区)

ご注意ください!

警戒レベルの避難情報が変わりました

5月20日より、市町村長が発令する、水位危険度レベルに応じた避難情報等の運用が次のとおり見直されました。(令和3年4月 災害対策基本法改正)

- ▶ 「避難勧告と避難指示(緊急)」を「**避難指示**」へ一本化
- ▶ 「避難準備・高齢者等避難開始」を「**高齢者等避難**」に見直し

避難場所や防災グッズを確認し、もしもの水害に備えましょう!



水位危険度レベル	洪水予報 (国交省、気象庁)	水防警報 (国交省)	警戒レベル	避難情報等	発令される状況	住民が取るべき行動
----------	-------------------	---------------	-------	-------	---------	-----------

令和3年5月19日まで				令和3年5月20日から		
5相当	【氾濫発生情報】 ・氾濫が発生		5	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)	緊急安全確保 (市町村長が発令) 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	『命の危険 直ちに安全確保!』
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~						
4相当	【氾濫危険情報】 ・氾濫危険水位超過相当		4	・避難指示(緊急) ・避難勧告	災害のおそれ高い	『危険な場所から全員避難』 (立ち退き避難又は屋内安全確保)
3相当	【氾濫警戒情報】 ・避難判断水位超過相当	【出動】 ・水防団の出動の目安	3	避難準備・高齢者等避難開始	災害のおそれあり	『危険な場所から高齢者等は避難』※
2相当	【氾濫注意情報】 ・氾濫注意水位超過	【待機】 ・水防団は体制を整え、出動準備を行う目安	2	大雨・洪水・高潮注意情報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	『自らの避難行動を確認』
			1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	『災害への心構えを高める』

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難。

国土交通省や山形県の河川管理者は、洪水時においてあらかじめ定められた「基準水位観測所」の水位情報を提供しており、観測所毎に災害発生の危険度(水位危険度レベル)に応じた基準水位を設定しています。